

令和 5 年 6 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	2
3	同意案件	4 8
4	参考図	5 0

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 5 年 6 月 1 日

1 報告

報告第5号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 工事請負契約の変更について

都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その2）

区 分	金 額（単位 円）	議決議会、専決年月日等
変更前金額 （議決金額）	A 1, 407, 377, 400	令和4年3月市議会定例会 議案第48号
変更後金額 （今 回）	B 1, 419, 324, 500	令和5年5月22日 豊専第18号
増 減 額	B - A 11, 947, 100	
主 変 更 内 容	1 公共工事設計労務単価の引上げに伴う契約金額の変更 （1）契約者からの工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）に基づく契約金額変更の請求に応じるもの （2）公共工事設計労務単価が改定されたため 2 護岸工における大型土のうによる土留の追加 （1）0袋 → 156袋 （2）現場で掘削を行ったところ、部分的に軟弱な地盤があり、大型土のうによる土留を行う必要が生じたため	
備 考	1 相手方 前田・太啓建設共同企業体 代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号 前田建設工業株式会社 中部支店 常務執行役員支店長 稼農 泰嘉 2 担当課 建設部街路課 3 完成日 令和5年6月30日	

2 令和5年度豊田市一般会計補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

報告第6号 継続費等の報告について

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

2 議決

議案第66号 豊田市博物館条例

【要旨】

多様な自然環境と、その中で生きる人々が生み出してきた歴史、文化及びものづくり産業の歩みを物語る資料と記憶を、市民、地域及び企業とともに未来へつなげ、市への愛着の醸成及び地域の活性化に寄与するため、豊田市博物館を設置する。

1 施設の名称及び位置

名称	位置
豊田市博物館	豊田市小坂本町5丁目80番地

2 事業

(1) 博物館においては、次に掲げる事業を行う。

ア 歴史、考古、民俗、美術工芸、産業及び自然科学に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。

イ 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

ウ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

エ 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、頒布すること。

オ 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。

カ 博物館資料や博物館の利用に関し必要な説明、助言等を行うとともに、市民、地域、企業等と連携した事業を行うこと。

キ アからカまでに掲げるもののほか、博物館の設置目的を達成するため、市長が必要と認めた事業

(2) 博物館は、他の博物館法第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、連携を図ることとする。

(3) 博物館は、学校教育を援助するため、小学校、中学校等の教育施設との連携を図ることとする。

3 開館時間等

(1) 博物館の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

(2) 博物館の休館日は、次に掲げる日とする。

ア 月曜日

イ 12月28日から翌年1月4日まで

ウ 博物館資料の展示替えの作業を行う日として市長があらかじめ定める日

(3) (1)にかかわらず、博物館資料の展示会場へ入場できる時間(4)において「入場時間」という。)は、午前10時から午後5時までとする。

(4) (1)から(3)までにかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間、休館日及び入場時間を変更することができる。

4 観覧料

(1) 博物館が主催して展示する博物館資料を観覧しようとする者は、観覧料を観覧日までに納付しなければならない。

区分	観覧料(円) (1人1回につき)		年間観覧料 (1人につき)	3館共通 年間観覧料 (1人につき)
	個人	20人以上の団体		
常設展示	市内在住者又は中学生以下の者	無料	無料	6,000円以内で市長が定める額
	大学生又は高校生	200	150	
	一般	300	250	
企画展示	高校生以上の者	3,000円以内でその都度市長が定める額		10,000円以内で市長が定める額
	中学生以下の者	無料		

(2) (1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日後において観覧料を納付することができる。

ア 地方自治法第232条の6第1項の規定による公金振替の方法により納付がなされる場合

イ その他市長が必要と認めた場合

(3) (2)による納付は、市長が指定する日までになされなければならない。

5 利用の許可

(1) セミナールーム及びえんにち空間を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(2) 学術研究等のため、博物館資料の撮影、模写、模造、熟覧等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(3) 市長は、博物館又は博物館資料の管理上必要があると認めるときは、(1)又は(2)の許可に条件を付することができる。

6 利用の不許可

市長は、施設の利用又は博物館資料の利用が次のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

ア 博物館の設置目的に反すると認められるとき。

イ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

ウ 施設又は施設に設置された設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、施設又は博物館資料の管理上支障があると認められるとき。

7 利用変更の許可

5(1)又は(2)の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

8 許可の取消し等

(1) 市長は、利用者が次のいずれかに該当するとき又は公益上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又はその許可に付した条件を変更することができる。

ア この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

イ 許可に付された条件に違反したとき。

ウ 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) (1)の許可の取消し等によって利用者に損害が生じた場合においては、市は、その責めを負わないものとする。

9 利用の取りやめ

利用者は、許可を受けた利用を取りやめるときは、その旨を市長に届け出なければならない。

10 使用料

(1) 利用者は、セミナールーム及びえんにち空間の利用の許可を受けたときにおいて、次の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

区分	使用料(円)	
	10:00~13:00	13:30~17:30
セミナールームA、セミナールームB及びセミナールームC	3,000	4,000

区分	1日当たりの使用料（円）
えんにち空間（1区画）	400

(2) 利用者は、利用変更の許可を受けた場合において、当該許可による使用料の額が変更前の許可に係る使用料の額よりも高いときは、その差額を市長が指定する日までに納付しなければならない。

1 1 観覧料等の減免

市長は、特別の事由があると認めるときは、市長が別に定める基準により、観覧料及び使用料を減免することができる。

1 2 観覧料等の不還付

既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、市長が別に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

1 3 権利の譲渡等の禁止

利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

1 4 設備の設置承認及び原状回復

(1) 利用者は、その利用に際して特別の設備を設置しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(2) 利用者は、(1)の承認を受けて特別の設備を設置したときは、利用後速やかに原状に回復しなければならない。

(3) 市は、利用者が(2)の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

1 5 入場の制限等

市長は、博物館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められた者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

1 6 損害賠償

博物館の入場者及び利用者は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

1 7 博物館運営協議会

(1) 博物館法第25条の規定により、博物館に豊田市博物館運営協議会を置く。

(2) 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(3) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験を有する者

オ 市民、地域、企業等との連携に資する活動を行う者

カ 公募による市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する個人）

（４）委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（５）（４）本文にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

18 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【備考】

施行期日

令和6年4月26日。ただし、4（1）の観覧料のうち、年間観覧料及び3館共通年間観覧料については、規則で定める日

【担当課：博物館準備課】

議案第 67 号 豊田市民芸館施設条例

【要旨】

伝統的な手仕事を通じて、日常の暮らしに宿る美しさを追究し、民芸の価値や魅力を発信することで、本市の豊かな市民文化を育むことに寄与するため、豊田市民芸館施設を設置する。

1 民芸館施設の名称及び位置

名称	位置
豊田市民芸館	豊田市平戸橋町波岩 86 番地 100
豊田市本多記念民芸の森	豊田市平戸橋町石平 60 番地 1

2 事業

- (1) 民芸館施設においては、次に掲げる事業を行う。
 - ア 民芸に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
 - イ 民芸資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
 - ウ 民芸に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - エ 民芸に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書を作成し、頒布すること。
 - オ 民芸に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
 - カ 豊田市名誉市民本多静雄氏が収集し、市に寄贈した資料等（以下「本多静雄コレクション」という。）に関する調査研究並びに本多静雄コレクションに関連する資料の収集、保管及び公開を行うこと。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、民芸館施設の設置目的を達成するため、市長が必要と認めた事業
- (2) 民芸館施設は、他の民芸館、博物館法第 31 条第 2 項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、連携を図ることとする。
- (3) 民芸館施設は、民芸資料や民芸館施設の利用に関し必要な説明、助言等を行うとともに、市民、地域、企業等と連携した事業実施を図ることとする。
- (4) 民芸館施設は、学校教育を援助するため、小学校、中学校等の教育施設との連携を図ることとする。

3 管理

民芸館施設の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

4 開館時間等

- (1) 民芸館施設の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 民芸館施設の休館日は、次に掲げる日とする。
 - ア 月曜日

イ 12月28日から翌年1月4日まで

ウ 民芸資料の展示替えの作業を行う日として市長があらかじめ定める日

(3) (1)にかかわらず、民芸資料の展示会場へ入場できる時間((4)において「入場時間」という。)は、午前9時30分から午後4時45分までとする。

(4) (1)から(3)までにかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館時間、休館日及び入場時間を変更することができる。

5 観覧料

(1) 豊田市民芸館(以下「民芸館」という。)が主催して展示する民芸資料の観覧をしようとする者は、観覧料を観覧日までに納付しなければならない。

区分		観覧料(円) (1人につき)	年間観覧料 (1人につき)	3館共通 年間観覧料 (1人につき)
常設展示 (第1民芸館・第2民芸館)	市内在住者 又は中学生 以下の者	無料	3,000円 以内で市長が 定める額	10,000 円以内で市長 が定める額
	大学生又は 高校生	200		
	一般	300		
企画展示	高校生以上 の者	2,000円以 内でその都度市 長が定める額		
	中学生以下 の者	無料		

(2) (1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日後において観覧料を納付することができる。

ア 地方自治法第232条の6第1項の規定による公金振替の方法により納付がなされる場合

イ その他市長が必要と認めた場合

(3) (2)による納付は、市長が指定する日までになされなければならない。

6 利用の許可

(1) 茶室勤桜亭及び民芸館ギャラリーを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(2) 学術研究等のため、民芸資料の撮影、模写、模造、熟覧等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(3) 指定管理者は、民芸館施設又は民芸資料の管理上必要があると認めるときは、(1)又は(2)の許可に条件を付することができる。

7 利用の不許可

指定管理者は、施設の利用及び民芸資料の利用が次のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

ア 民芸館施設の設置目的に反すると認められるとき。

イ 民芸館ギャラリーを商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用するとき。

ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

エ 民芸館施設又は同施設に設置された設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、民芸館施設又は民芸資料の管理上支障があると認められるとき。

8 利用変更の許可

6(1)又は(2)の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

9 許可の取消し等

(1) 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又はその許可に付した条件を変更することができる。

ア この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

イ 許可に付された条件に違反したとき。

ウ 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) (1)の許可の取消し等によって利用者に損害が生じた場合においては、指定管理者は、その責めを負わないものとする。

10 利用の取りやめ

利用者は、6(1)若しくは(2)又は8の許可を受けた利用を取りやめるときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

11 使用料

(1) 利用者は、茶室勤桜亭及び民芸館ギャラリーの利用の許可を受けたときにおいて、次の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

区分	使用料(円)	
	9:30~13:00	13:30~17:00
茶室勤桜亭	800	800

区分	1日当たりの使用料（円）
民芸館ギャラリー	2,500

(2) 利用者は、利用変更の許可を受けた場合において、当該許可による使用料の額が変更前の許可に係る使用料の額よりも高いときは、その差額を市長が指定する日までに納付しなければならない。

1.2 観覧料等の減免

市長は、特別の事由があると認めるときは、市長が別に定める基準により、観覧料及び使用料を減免することができる。

1.3 観覧料等の不還付

既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、市長が別に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

1.4 権利の譲渡等の禁止

利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

1.5 設備の設置承認及び原状回復

(1) 利用者は、その利用に際して特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(2) 利用者は、前項の承認を受けて特別の設備を設置したときは、利用後速やかに原状に回復しなければならない。

(3) 市は、利用者が(2)の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

1.6 入場の制限等

指定管理者は、民芸館施設内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められた者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

1.7 損害賠償

民芸館施設の入場者及び利用者は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

1.8 民芸館運営協議会

(1) 博物館法第25条の規定により、民芸館施設に豊田市民芸館運営協議会を置く。

(2) 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(3) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験を有する者

オ 市民、地域、企業等との連携に資する活動を行う者

カ 公募による市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。）

（４）委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（５）（４）本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

19 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

ア 茶室勘桜亭及び民芸館ギャラリー並びに民芸資料の利用の許可に関する業務

イ ２（１）オ及びキ、（３）並びに（４）の民芸館施設の事業の運営に関する業務

ウ 民芸館施設の維持管理に関する業務

エ 収蔵品の日常管理に関する業務

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務

20 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【備考】

1 施行期日

令和６年４月１日。ただし、５（１）の観覧料のうち、３館共通年間観覧料については、規則で定める日

2 関係条例 豊田市都市公園条例

【担当課：博物館準備課】

議案第 68 号 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

【要旨】

個人番号を利用する事務として、特別障害者手当等に係る加算手当の支給に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた措置に関する事務を追加するとともに、これらの事務において市長が利用することができる特定個人情報として、公的給付支給等口座情報、地方税関係情報等を追加する。

市長が個人番号を利用する事務及び当該事務において利用することができる特定個人情報の追加

個人番号を利用する事務	利用することができる特定個人情報
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律の趣旨にのっとり市が行う、豊田市特別障害者手当等加算手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による公的給付支給等口座情報であって規則で定めるもの</p>
<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (2) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 生活保護関係情報 (7) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (9) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
- (10) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (11) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (12) 介護保険法による介護給付又は地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
- (13) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

【担当課：行政改革推進課】

議案第 69 号 豊田市市税条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の導入、給与所得者が提出する扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、軽自動車税の種別割の区分における三輪以上の原動機付自転車からの三輪以上の特定小型原動機付自転車の除外、固定資産税の課税標準に係る特例措置の割合の設定、固定資産税の減額割合の設定のほか、所要の改正を行う。

- 1 森林環境税の導入（令和 6 年 1 月 1 日以後）
個人市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に森林環境税を併せて賦課し、及び徴収する。
- 2 給与所得者が提出する扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（令和 7 年 1 月 1 日以後）
給与所得者の扶養親族等申告書について、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合は、当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出できることとする。
- 3 軽自動車税の種別割の区分における三輪以上の原動機付自転車からの三輪以上の特定小型原動機付自転車の除外

現 行	令和 5 年 7 月 1 日以後
三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が 0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が 0.02リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25キロワットを超えるもの	三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が 0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が 0.02リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25キロワットを超えるもの

4 固定資産税の課税標準に係る特例措置の割合の設定

対 象	割 合
浸水防止用設備	2分の1
特定事業所内保育施設の用に供する土地、家屋及び償却資産	3分の1
緑地保全・緑化推進法人が設置した認定市民緑地の用に供する土地	2分の1

5 固定資産税の減額割合の設定

対 象	割 合
サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	3分の2
新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、当該マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋	2分の1

6 軽自動車税の環境性能割又は種別割について、不正行為に起因し納付不足額が発生した場合における、当該納付不足額を徴収する際に加算する割合の引上げ

現 行	令和6年1月1日以後
100分の10	100分の35

【担当課：市民税課、資産税課】

議案第70号 豊田市都市計画税条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準に係る特例措置の割合を設定する。

都市計画税の課税標準に係る特例措置の割合の設定

対 象	割 合
特定事業所内保育施設の用に供する土地及び家屋	3分の1
緑地保全・緑化推進法人が設置した認定市民緑地の用に供する土地	2分の1

【担当課：資産税課】

議案第 7 1 号 市内に住所を有しない者等の施設利用に係る料金の引上げの
ための関係条例の整備に関する条例

【要旨】

公共施設の利用者に対して適正な受益者負担を求めため、市内に住所を有しない個人、市内に事務所又は事業所を有しない法人等の利用に係る使用料及び利用料金の一部を引き上げる。

市外在住者等による施設の利用に係る使用料及び利用料金の引上げ（令和 6 年 4 月 1 日以後）

(1) 対象者

- ア 市内に住所を有しない個人
- イ 市内に事務所又は事業所を有しない法人
- ウ 所在地が市外である団体

(2) 引上げの程度

(1) に掲げる者が(5) に掲げる施設を利用する場合の使用料又は利用料金は、通常の使用料又は利用料金の 2 倍の額とする。

(3) 引上げの対象とならない場合

- ア 商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合
- イ 入場料等を徴収する場合
- ウ 体育館等のスポーツ施設をスポーツ以外の目的で利用する場合
- エ 個人利用の場合

(4) 引上げの対象とならない使用料又は利用料金

附属設備（屋外の照明設備を除く。）の利用に係る使用料又は利用料金

(5) 対象施設等

ア 豊田地域文化広場条例

けやきホール（集会室、音楽室、アトリエ、陶芸教室及び和室）、体育館、テニスコート、夜間照明設備（テニスコート及び広場）、屋内プール、柔道場及び茶室の利用料金

イ 豊田市青少年育成施設条例

豊田市青少年センター（交流室、会議室、談話室、軽運動室、和室及び音楽室）の使用料

ウ 豊田市体育施設条例

(ア) 使用料

a 体育館及び体育センター

豊田市総合体育館（競技場、多目的ルーム、会議室、研修室、スタジオ及びクライミングウォール）、豊田市旭総合体育館（競技場及び会議室）、豊田市猿投コミュニティセンター体育館（競技場）、豊田市東山体育センター（競技場及び談話室）及び豊田市松平体育館（競技場、研修室、体力測定室、健康・体力相談室及びトレーニング室）

- b 屋外施設（豊田市高岡公園体育館、豊田市高岡運動広場及び豊田市藤岡テニスコートを除く。）
テニスコート及び豊田市五ヶ丘運動広場（球技場）
- c 屋外施設夜間照明設備
豊田市石野運動広場（広場）、豊田市五ヶ丘運動広場（球技場及び広場）、豊田市梅坪浄水運動広場（広場）、豊田市末野原運動広場（広場）、豊田市高橋運動広場（テニスコート）、豊田市東山運動広場（広場及びテニスコート）、豊田市保見運動広場（広場）、豊田市松平運動広場（広場）、豊田市足助グラウンド（広場）、豊田市稻武夏焼グラウンド（広場）及び豊田市教職員会館テニスコート（テニスコート）
- d 武道館及び武道場
豊田市武道館、豊田市旭武道場及び豊田市猿投コミュニティセンター武道場
- e 弓道場
豊田市旭弓道場
- f 漕艇庫
- g 豊田市松平体育館屋根付き運動広場
- (イ) 利用料金
 - a 体育館及び体育センター
豊田市西部体育館（競技場、研修室、会議室、体力測定室及び健康・体力相談室）、豊田市高岡公園体育館（競技場、多目的ルーム及び会議室）及び豊田市藤岡体育センター（競技場）
 - b 豊田市高岡公園体育館及び豊田市高岡運動広場屋外施設並びに豊田市藤岡テニスコート
テニスコート
 - c 屋外施設夜間照明設備
豊田市逢妻運動広場（広場）、豊田市高岡運動広場（広場及びテニスコート）、豊田市高岡公園体育館（テニスコート）、豊田市藤岡総合グラウンド野球場（広場）及び豊田市藤岡テニスコート（テニスコート）
- エ 豊田市民文化会館条例
ホール、展示室、リハーサル室、練習室、会議室及び和室の使用料
- オ 豊田市六鹿会館条例
和室及び茶室の利用料金
- カ 豊田市民広場条例
足助農山村広場（夜間照明設備）及び矢作川島崎公園（テニスコート）の使用料
- キ 豊田市交流館条例
逢妻交流館始め28交流館のホール、会議室、研修室、和室等の施設の使用料

- ク 豊田市コミュニティセンター条例
（ア）使用料
豊田市西部コミュニティセンター（多目的ホール、学習室、調理実習室、研修室、会議室及び和室）
（イ）利用料金
豊田市高岡コミュニティセンター（ふれあいホール、多目的室、研修室、音楽室、学習室、ミーティングルーム及び和室）及び豊田市高橋コミュニティセンター（会議室及び研修室）
- ケ 豊田市平戸橋いこいの広場条例
会議室、多目的室、集会室並びにテニスコートのコート及び夜間照明設備の利用料金
- コ 豊田市猿投棒の手ふれあい広場条例
ふれあいホール（多目的ホール、和室及び会議室）及び屋外施設（テニスコートのコート及び夜間照明設備並びに広場の夜間照明設備）の利用料金
- サ 豊田市石畳ふれあい広場条例
石畳体育館の使用料
- シ 豊田市浅野会館条例
多目的ホール、調理実習室、会議室及び和室の利用料金
- ス 豊田市小原北部生活改善センター条例
集会室、調理室及び和室の利用料金
- セ 豊田市福祉センター条例
ホール及び会議室の使用料
- ソ 豊田市藤岡福祉センター条例
豊田市藤岡福祉センターふじのさとの多目的利用室、研修室、健康相談室、生活相談室及びボランティア会議室の利用料金
- タ 豊田市小原福祉センター条例
豊田市小原福祉センターふくしの里の研修室の利用料金
- チ 豊田市下山保健福祉センター条例
（ア）使用料
生きがい活動センター（和室及び弓道場）
（イ）利用料金
保健福祉センター（多目的利用室及び調理実習室）
- ツ 豊田市子育て支援施設条例
とよた子育て総合支援センター（多目的ホール）及び志賀子どもつどいの広場（多目的ホール及び調理室）の使用料
- テ 豊田市介護予防拠点施設条例
足助まめだ館（会議室及び和室）の利用料金
- ト 豊田市障害者総合福祉会館条例
サン・アビリティーズ豊田（体育室、研修室、多目的ホール、和室及び音楽室）の使用料

- ナ 豊田市高岡農村環境改善センター条例
多目的ホール、多目的実習室、研修室、会議室、和室及び健康管理室の使用料
- ニ 豊田市旭地区農村環境改善センター条例
敷島会館（多目的ホール、多目的加工実習室、和室、会議室及び創作室）及び築羽会館（多目的ホール、多目的加工実習室、和室及び会議室）の利用料金
- ヌ 豊田市トレーニングセンター条例
小原トレーニングセンター（競技場）、足助トレーニングセンター（競技場、トレーニングルーム及び健康管理室）、ふれあいセンター萩野（競技場及び女性サロン）、下山トレーニングセンター（競技場及びトレーニングルーム）、下山運動場（多目的運動広場夜間照明設備、テニスコート及びテニスコート夜間照明設備）及び緑の公園（多目的広場夜間照明設備、テニスコート、テニスコート夜間照明設備及び弓道場）の使用料
- ネ 豊田市旭農林水産施設条例
 - （ア）使用料
旭農林会館（会議室、和室及び市民の広場）
 - （イ）利用料金
笹戸生活改善センター笹戸会館（多目的ホール、調理実習室、和室及び会議室）
- ノ 豊田市森林会館条例
研修室、会議室、創作実習室及び和室の使用料
- ハ 豊田市下山基幹集落センター条例
多目的ホール、料理実習室、娯楽室、会議室及び研修室の使用料
- ヒ 豊田市下山憩の家条例
多目的ホール及び研修室の使用料
- フ 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例
 - （ア）使用料
 - a 豊田市都市公園施設
井上公園（テニスコートのコート及び夜間照明設備並びに野球場夜間照明設備）、猿投公園（陸上競技場の競技場及び会議室、野球場の競技場、夜間照明設備及び会議室、球技場の競技場及び夜間照明設備、ソフトボール場の競技場及び夜間照明設備、弓道場、アーチェリー場並びに体育館の競技場及び会議室）、土橋公園（テニスコート）、毘森公園（野球場の競技場及び夜間照明設備、弓道場、グランドハウスの会議室並びにテニスコートのコート及び夜間照明設備）及び柳川瀬公園（テニスコートのコート及び夜間照明設備、サッカー場の競技場及び夜間照明設備並びに体育館の競技場及び会議室）

b 中央公園施設

豊田スタジアム（スポーツプラザ屋内プール）及び芝生広場
（球技場）

（イ）利用料金

井上公園（トレーニングルーム及びシャワーを除く。）、加茂
川公園（テニスコートのコート及び夜間照明設備）及び高岡公園
（グラウンドの夜間照明設備）

【担当課：財政課】

議案第72号 豊田市美術館条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市博物館の新設に伴い、観覧料の改正を行うとともに、使用料の納付期限に係る規定の整備その他所要の改正を行う。

- 1 ギャラリー及び茶室の使用料の納付期限に係る規定の整備
利用者は、許可を受けたときにおいて、使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

2 観覧料の改正

(1) 常設特別展示及び企画展示の観覧料の上限額の引上げ

現 行	令和6年4月1日以後
上限 2,000円	上限 3,000円

(2) 美術館年間観覧料の上限額の引上げ

現 行	令和6年4月1日以後
上限 5,000円	上限 6,000円

(3) 3館共通年間観覧料の新設（規則で定める日以後）

豊田市美術館、豊田市博物館及び豊田市民芸館の3館を観覧することができる観覧料として、3館共通年間観覧料を設定することとし、その額は、10,000円以内で市長が定める額とする。

3 豊田市美術館運営協議会の設立に係る根拠規定の整理

<現 行> 博物館法第23条第1項 → <改正後> 博物館法第25条

【担当課：美術館】

議案第 73 号 豊田市文化財施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市陶芸資料館「さなげ古窯本多記念館」を廃止するとともに、豊田市民芸館及び豊田市民芸の森の文化財施設からの除外並びにこれに関連する規定の整理を行うほか、市内に住所を有しない個人、市内に事務所又は事業所を有しない法人等の利用に係る使用料及び利用料金の引上げその他所要の改正を行う。

- 1 使用料の還付及び減免に係る基準を設定することの明確化（令和 6 年 4 月 1 日以後）

既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、市長が別に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

市長は、特別の事情があると認めるときは、市長が別に定める基準により、使用料を減免することができる。
- 2 豊田市陶芸資料館「さなげ古窯本多記念館」の廃止（令和 6 年 4 月 1 日）

豊田市陶芸資料館「さなげ古窯本多記念館」を廃止する。
- 3 豊田市民芸館及び豊田市民芸の森に係る規定の整理（令和 6 年 4 月 1 日）
 - （1）豊田市民芸館及び豊田市民芸の森を文化財施設から除外する。
 - （2）豊田市民芸館の観覧料に係る規定及び豊田市民芸館（茶室）の使用料に係る規定を廃止する。
- 4 市外在住者等の利用に係る使用料及び利用料金の引上げ（令和 6 年 4 月 1 日以後）
 - （1）対象者
 - ア 市内に住所を有しない個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有しない法人
 - ウ 所在地が市外である団体
 - （2）引上げの程度
 - （1）に掲げる者が喜楽亭の和室 1 階又は和室 2 階を利用する場合の使用料及び豊田市棒の手会館の学習室又は特別展示室を利用する場合の利用料金は、当該利用時間区分の使用料又は利用料金の 2 倍の額とする。

【備考】

関係条例 豊田市文化財保護条例

【担当課：文化財課、博物館準備課】

議案第74号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【要旨】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法により一部改正がなされた法律の条項を引用する場合の当該条項の整理を行うとともに、所管大臣の変更等に伴う文言の整理を行う。

1 豊田市子ども条例の一部改正

現に引用している子ども・子育て支援法の条項の整理

＜現行＞ ＜改正後＞

第77条第1項各号 → 第72条第1項各号

2 豊田市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正

(1) 現に引用している学校教育法の条項の整理

＜現行＞ ＜改正後＞

第25条 → 第25条第1項

(2) 保育所における保育の指針を定める権限が移管されたことに伴う用語の整理

現行	改正後
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針

3 豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 母子生活支援施設の長の資格に関わる研修を行う者等の指定権限の移管に伴う用語の整理

現行	改正後
<u>厚生労働大臣</u> が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修	<u>こども家庭庁長官</u> が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修
<u>厚生労働大臣</u> が指定する講習会	<u>こども家庭庁長官</u> が指定する講習会
<u>厚生労働大臣</u> が指定する者が行う研修	<u>こども家庭庁長官</u> が指定する者が行う研修

(2) 保育所における保育の指針を定める権限が移管されたことに伴う用語の整理

現行	改正後
<u>厚生労働大臣</u> が定める指針	<u>内閣総理大臣</u> が定める指針

4 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

家庭的保育事業者が保育の提供を行うについて準じなければならない指針を定める権限が移管されたことに伴う用語の整理

現 行	改 正 後
厚生労働大臣が定める指針	内閣総理大臣が定める指針

5 豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 現に引用している条項の整理

ア 子ども・子育て支援法

<現 行>		<改正後>
第19条第1項第1号		第19条第1号
第19条第1項第2号	→	第19条第2号
第19条第1項第3号		第19条第3号
第19条第1項各号		第19条各号

イ 学校教育法

<現 行>		<改正後>
第25条	→	第25条第1項

(2) 保育所における保育の指針を定める権限が移管されたことに伴う用語の整理

現 行	改 正 後
厚生労働大臣が定める指針	内閣総理大臣が定める指針

6 豊田市さくらワークス条例の一部改正

豊田市さくらワークスにおける指定障害福祉サービスの使用料に係る算定基準を定める権限が移管されたことに伴う用語の整理

現 行	改 正 後
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額

7 豊田市障害者総合支援センター条例の一部改正

豊田市障害者総合支援センターにおける指定障害福祉サービスの使用料に係る算定基準を定める権限が移管されたことに伴う用語の整理

現 行	改 正 後
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額

【担当課：こども・若者政策課、こども家庭課、保育課、障がい福祉課】

議案第75号 豊田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

民間のデイサービスセンターの充実及び豊田市老人福祉センター豊寿園の老朽化に伴い、当該施設内に設置している老人デイサービスセンターを廃止する。

- 1 老人デイサービスセンターの廃止（令和6年4月1日）
豊田市老人福祉センター豊寿園（以下「豊寿園」という。）の老人デイサービスセンターを廃止する。
- 2 老人デイサービスセンターの廃止に伴う実施事業の整理（令和6年4月1日以後）
豊寿園の老人デイサービスセンターの廃止に伴い、老人デイサービスセンターが行う事業の規定から、地域密着型通所介護（介護保険法第8条第17項に規定するものをいう。以下同じ。）を削除する。これにより、豊寿園の事業は、老人福祉センターに係るもののみとする。
- 3 老人デイサービスセンターの廃止に伴う利用料金の額の算定に係る規定の整理（令和6年4月1日以後）
豊寿園の老人デイサービスセンターの廃止に伴い、老人デイサービスセンターを利用する者が納付する利用料金の額について定める規定から、地域密着型通所介護に係る部分を削除する。

【担当課：高齢福祉課】

議案第76号 豊田市こども発達センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、現に引用している用語の整理を行うほか、所要の改正を行う。

1 現に引用している児童福祉法用語の整理

児童発達支援センターにおける障害児通所支援に係る使用料の算定基準を定める権限が移管されたことに伴い、次のとおり使用する用語を整理する。

現 行	改 正 後
児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

2 現に引用している児童福祉法の条項の整理

＜ 現 行 ＞ ＜ 改正後 ＞
第21条の5の4第2項各号 → 第21条の5の4第3項各号

【担当課：障がい福祉課】

議案第 77 号 豊田市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

児童福祉法の一部改正により、児童発達支援における医療型の枠組みが福祉型の枠組みに一元化されたことに伴い、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件の変更及び現に引用している用語の整理を行う。

1 指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件の変更

現 行	令和 6 年 4 月 1 日以後
法人であること。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。	法人であること。

2 用語の整理

現 行	令和 6 年 4 月 1 日以後
児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス	児童発達支援又は放課後等デイサービス
指定障害児通所支援事業者等	指定障害児通所支援事業者

【担当課：障がい福祉課】

議案第78号 豊田市商業振興条例の一部を改正する条例

【要旨】

より適切な業務執行の確保を図るため、商業活性化推進交付金の額の上限を定める規定の整理、用語の整理その他所要の改正を行う。

1 商業活性化推進交付金の額の上限を定める規定の整理

現 行	改 正 後
交付金の額は、第11条第2項の認定を受けた推進計画の事業に係る経費の100分の80以内とする。	交付金の額は、第12条第1項の認定を受けた推進計画の事業に係る経費の100分の80以内とする。

2 用語の整理

現 行	改 正 後
商店街が行う事業	商店街団体が行う事業
役務	サービス

【担当課：商業観光課】

議案第79号 豊田産業文化センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

設置目的の整理を行うほか、公共施設の利用者に対して適正な受益者負担を求めるため、市内に住所を有しない個人、市内に事務所又は事業所を有しない法人等による施設の利用に係る使用料を引き上げる。

1 設置目的の整理

現 行	令和6年4月1日以後
地域産業の発展及び地域文化の創造に寄与するとともに、 <u>市民及びみよし市民</u> の連帯と交流を促進し、生活文化の向上を図るため	地域産業の発展及び地域文化の創造に寄与するとともに、 <u>市民の連帯と交流</u> を促進し、生活文化の向上を図るため

2 市外在住者等による小ホール等の利用に係る使用料の引上げ（令和6年4月1日以後）

（1）対象者

- ア 市内に住所を有しない個人
- イ 市内に事務所又は事業所を有しない法人
- ウ 所在地が市外である団体

（2）引上げの程度

（1）に掲げる者が（5）に掲げる施設を利用する場合の使用料は、通常の使用料の2倍の額とする。

（3）引上げの対象とならない場合

- ア 商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合
- イ 入場料等を徴収する場合

（4）引上げの対象とならない使用料

附属設備の利用に係る使用料

（5）対象施設

- ア 産業科学センターの小ホール及び多目的ホール
- イ 教養文化センターのスタジオ、教室及び音楽室

【担当課：商業観光課】

議案第80号 豊田市火災予防条例の一部を改正する条例

【要旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正による急速充電設備の全出力に係る上限の撤廃に伴い、火災予防上必要な措置を見直すとともに、健康増進法の規定を踏まえた喫煙所の標識に係る規定の整理を行うほか、所要の改正を行う。

- 1 急速充電設備に係る規定の整備（令和5年10月1日以後）
 - （1）規制の対象とする急速充電設備をコネクタ一型に限定する。
 - （2）急速充電設備の充電対象を電気自動車等（電気を動力源とする自動車、電動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）とする。
 - （3）急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、変電設備とみなされていた全出力200キロワットを超える急速充電設備を変電設備の規制の対象外とする。
 - （4）緊急安全装置は、利用者が速やかに操作できる箇所に設置することとする。
 - （5）急速充電設備に主として保安のために設ける蓄電池については、その他の蓄電池について講ずべき措置を規定する規定を適用除外とする。
 - （6）分離型の充電ポストの設置については、不燃性の金属材料で造られていなければ建築物から3メートル以上の距離を保たなければならないとする規定を適用除外とする。
- 2 喫煙所の標識に係る規定の整理
 - （1）健康増進法に基づき喫煙専用室標識が設置された場合は、豊田市火災予防条例に基づく喫煙所標識の設置は不要とする。
 - （2）禁煙、火気厳禁及び喫煙所と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとしなければならない。

【担当課：予防課】

議案第81号 令和5年度豊田市一般会計補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第 82 号 工事請負契約の締結について（豊田市総合体育館長寿命化改修電気設備工事）

【要旨】

計画的な保全を行い、安全・安心で快適な施設環境を確保するため、豊田市総合体育館の電気設備の改修を行う。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 契約目的 | 豊田市総合体育館長寿命化改修電気設備工事 |
| 2 | 契約金額 | 286,000,000円 |
| 3 | 相手方 | 豊田市若林東町棚田109番地2
小野電気株式会社
代表取締役 小野 雅道 |
| 4 | 契約方法 | 一般競争入札（3名） |

【備考】

- | | | |
|---|-------|-------------|
| 1 | 工事場所 | 豊田市八幡町地内 |
| 2 | 工事概要 | 電気設備改修工事 一式 |
| 3 | 完成予定日 | 令和6年4月24日 |

【担当課：スポーツ振興課】

議案第 83 号 工事請負契約の締結について（豊田市総合体育館長寿命化改修機械設備工事）

【要旨】

計画的な保全を行い、安全・安心で快適な施設環境を確保するため、豊田市総合体育館の機械設備の改修を行う。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 契約目的 | 豊田市総合体育館長寿命化改修機械設備工事 |
| 2 | 契約金額 | 869,000,000円 |
| 3 | 相手方 | 三建・三河建設共同企業体
代表者 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
住友生命名古屋ビル23階
三建設備工業株式会社 名古屋支店
常務執行役員支店長 中根 且統 |
| 4 | 契約方法 | 一般競争入札（1名） |

【備考】

- | | | |
|---|-------|-------------|
| 1 | 工事場所 | 豊田市八幡町地内 |
| 2 | 工事概要 | 機械設備改修工事 一式 |
| 3 | 完成予定日 | 令和6年4月24日 |

【担当課：スポーツ振興課】

議案第84号 工事請負契約の締結について（豊田市自然観察の森ネイチャーセンター施設修繕工事）

【要旨】

安全・安心で快適な施設環境を確保するため、豊田市自然観察の森ネイチャーセンターを修繕する。

- 1 契約目的 豊田市自然観察の森ネイチャーセンター施設修繕工事
- 2 契約金額 172,700,000円
- 3 相手方 豊田市金谷町四丁目50番地
株式会社マルコオ・ポーロ化工
代表取締役 黒田 洪二
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市東山町地内
- 2 工事概要
 - (1) 構造 鉄骨造2階建て
 - (2) 延べ面積 1,322.45㎡
 - (3) 内容
 - ア 屋上防水修繕工事 一式
 - イ 外壁修繕工事 一式
 - ウ 軒裏・階段等修繕工事 一式
 - エ 排水路修繕工事 一式
- 3 完成予定日 令和6年2月26日

【担当課：環境政策課】

議案第 85 号 工事請負契約の締結について（豊田市駅西口ペDESTロリアンデッキDブロック改築工事）

【要旨】

豊田市駅西口ペDESTロリアンデッキの利便性及び快適性の向上並びに利用者の安全・安心を確保するため、本デッキを改築する。

- 1 契約目的 豊田市駅西口ペDESTロリアンデッキDブロック改築工事
- 2 契約金額 748,000,000円
- 3 相手方 矢作建設・ヤハギ道路建設共同企業体
代表者 名古屋市東区葵三丁目19番7号
矢作建設工業株式会社
代表取締役 高柳 充広
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市若宮町地内
- 2 工事概要
(1) 鋼橋上部工 一式
(2) 鋼橋下部工 橋脚4基
- 3 完成予定日 令和7年7月11日

【担当課：都市整備課】

議案第86号 工事請負契約の締結について（豊田花園土地区画整理事業道路築造工事（その1））

【要旨】

豊田花園土地区画整理事業の施行において、良好な宅地の供給及び雨水の排水を図るため、道路等を新設する。

- 1 契約目的 豊田花園土地区画整理事業道路築造工事（その1）
- 2 契約金額 377,300,000円
- 3 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 申明
- 4 契約方法 一般競争入札（5名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市花園町地内
- 2 工事概要
 - (1) 道路土工 一式
 - (2) 排水構造物工 一式
 - (3) 道路附属施設工 一式
 - (4) 舗装工 7,644 m²
 - (5) 区画線工 一式
 - (6) 排水路工 35 m
 - (7) 敷地造成工 39,000 m³
- 3 完成予定日 令和7年2月21日

【担当課：市街地整備課】

議案第 87 号 工事請負契約の締結について（都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その 8））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成する都市計画道路高橋細谷線の道路改良事業の推進を図るため、本橋りょうを整備する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その 8）
- 2 契約金額 891,000,000円
- 3 相手方 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 稼農 泰嘉
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市竜宮町ほか地内
- 2 工事概要
(1) 護岸工 2,500㎡
(2) 根固め工 1,500㎡
- 3 完成予定日 令和6年7月31日

【担当課：街路課】

議案第 88 号 工事請負契約の締結について（豊田市立中山小学校屋内運動場増築工事）

【要旨】

児童数の増加に対応した教育環境を整備するため、豊田市立中山小学校の屋内運動場を増築する。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 契約目的 | 豊田市立中山小学校屋内運動場増築工事 |
| 2 | 契約金額 | 572,000,000円 |
| 3 | 相手方 | 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 申明 |
| 4 | 契約方法 | 一般競争入札（3名） |

【備考】

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 工事場所 | 豊田市西中山町地内 |
| 2 | 工事概要 | |
| | (1) 構造 | 鉄骨造平屋建て |
| | (2) 延べ面積 | 1,288.06㎡ |
| 3 | 完成予定日 | 令和6年7月31日 |

【担当課：学校づくり推進課】

議案第 89 号 工事請負契約の変更について（旧平岩家住宅及び東土蔵移築工事）

【要旨】

豊田市博物館敷地に市指定文化財旧平岩家住宅及び東土蔵を移築する工事について、解体作業時に地中から出現した産業廃棄物の撤去及び処分並びに再利用が困難な瓦の交換の追加等の変更により、契約金額について変更契約を締結する。

- 1 契約目的 旧平岩家住宅及び東土蔵移築工事
- 2 契約金額
変更前金額 142,560,000円
変更後金額 151,825,300円
増減額 9,265,300円
- 3 相手方 名古屋市中川区西日置二丁目12番20号
株式会社魚津社寺工務店
代表取締役 魚津 忠弘

【備考】

- 1 当初契約日 令和4年9月15日
- 2 工事場所 豊田市陣中町ほか地内
- 3 変更前工事概要
(1) 旧豊田市郷土資料館敷地内にある市指定文化財旧平岩家住宅及び東土蔵を豊田市博物館敷地へ移築するもの
(2) 旧平岩家住宅
ア 構造 木造平屋建て
イ 延べ面積 80㎡
(3) 東土蔵
ア 構造 木造2階建て
イ 延べ面積 58㎡
- 4 変更内容
(1) 地中から出現した産業廃棄物の撤去及び処分の追加
ア 産業廃棄物の撤去及び処分 0㎡ → 16㎡
イ 建物の解体工事の際、地中からコンクリート片等の産業廃棄物が出現したため
(2) 瓦の交換の追加
ア 瓦の交換 650枚 → 1550枚
イ 建物の解体調査の結果、再利用が困難な瓦があることが判明したため
- 5 完成予定日 令和6年3月15日

【担当課：博物館準備課】

議案第90号 工事請負契約の変更について（都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その4））

【要旨】

公共工事設計労務単価の引上げに伴い、契約金額について変更契約を締結する。

- | | | | | |
|---|------|--|----------------|--|
| 1 | 契約目的 | 都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第1工区その4） | | |
| 2 | 契約金額 | 変更前金額 | 2,721,400,000円 | |
| | | 変更後金額 | 2,758,671,300円 | |
| | | 増減額 | 37,271,300円 | |
| 3 | 相手方 | 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 稼農 泰嘉 | | |

【備考】

- 1 当初契約日 令和5年3月16日
- 2 工事場所 豊田市秋葉町ほか地内
- 3 変更前工事概要
(1) 延長 360m
(2) 内容
ア 門型カルバート工 116m
イ 道路改良工 一式
ウ 管渠工 65m
エ 護岸工 2,258㎡
オ 仮設道路工 一式
- 4 変更内容
公共工事設計労務単価の引上げに伴う契約金額の変更
ア 工事請負契約約款に基づき相手方から請求のあった契約金額の変更に
 応じるもの
イ 公共工事設計労務単価が改定されたことによる
- 5 完成予定日 令和8年3月20日

【担当課：街路課】

議案第91号 財産の取得について（情報漏えい対策ソフトウェアライセンス）

【要旨】

職員の業務用パソコンからの情報の流出及び不正なネットワーク接続を防ぐため、情報漏えい対策ソフトウェアを購入する。

1 取得する財産

- (1) 種別 情報漏えい対策ソフトウェアライセンス
(2) 数量 ア 業務用パソコン用 1,690ライセンス
イ 管理サーバ用 1ライセンス

2 取得価格 39,662,040円

3 相手方 名古屋市中区大須四丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員東海支店長 安部 真弘

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約

【備考】

- 1 物件概要
セキュリティプラットフォーム（ハミングヘッズ株式会社製）
- 2 供給予定期限
令和5年7月31日

【担当課：情報システム課】

議案第92号 財産の取得について（人工造雪設備）

【要旨】

観光交流の促進を図り、山村地域の活性化に寄与するため、豊田市旭高原自然活用村の人工造雪設備を購入する。

- 1 取得する財産
 - (1) 種 別 人工造雪設備
 - (2) 数 量 一式
- 2 取得価格 147,766,300円
- 3 相手方 長野県佐久市根々井15番地10
榎山スノーテック株式会社
代表取締役 有坂 宣朗
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 物件概要
 - (1) 製氷・搬送ユニット 一式
 - (2) 受変電設備 一式
 - (3) 給水設備 一式
- 2 供給予定期限
令和6年10月31日

【担当課：旭支所】

議案第93号 財産の取得について（小型動力ポンプ付き積載車）

【要旨】

市民の安全・安心の確保及び福祉の増進を図るため、小型動力ポンプ付き積載車を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 小型動力ポンプ付き積載車
- (2) 数 量 6台

2 取得価格 50,160,000円

3 相手方 名古屋市中区金山二丁目1番5号
平和機械株式会社
代表取締役 小野 寛利

4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

1 物件概要

小型動力ポンプ付き積載車（小型動力ポンプ及び消防用資機材を装備できる消防自動車）

2 供給予定期限

令和6年1月31日

【担当課：（消）総務課】

議案第94号 財産の取得について（屈折はしご付き消防自動車）

【要旨】

市民の安全・安心の確保及び福祉の増進を図るため、屈折はしご付き消防自動車を購入する。

1 取得する財産

- (1) 種 別 屈折はしご付き消防自動車
- (2) 数 量 1台

2 取得価格 144,100,000円

3 相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 伊藤 晶広

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

1 物件概要

- (1) はしごの附属機能 救助用バスケット、屈折機能等
- (2) はしごの最大地上高 約25m

2 供給予定期限

令和6年6月28日

【担当課：警防救急課】

議案第95号 財産の取得について（高規格救急自動車）

【要旨】

市民の安全・安心の確保及び福祉の増進を図るため、高規格救急自動車を購入する。

1 取得する財産

(1) 種 別 高規格救急自動車

(2) 数 量 3台

2 取得価格 62,546,000円

3 相手方 名古屋市昭和区高辻町6番8号
愛知トヨタEAST株式会社
代表取締役 大森 治

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

1 物件概要

高規格救急自動車（高度救命処置用資機材等を装備できる救急自動車）

2 供給予定期限

令和6年2月23日

【担当課：警防救急課】

議案第96号 財産の処分について（市営宮上住宅跡地（宮上町地内））

【要旨】

定住の促進を図るため、民間事業者住宅用地として市有地を処分する。

1 処分する財産

- (1) 種別 土地
- (2) 面積 5,561.52平方メートル
- (3) 所在地 豊田市宮上町二丁目63番 ほか10筆

2 処分価格 211,200,000円

3 相手方 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
ナイス株式会社
代表取締役社長 杉田 理之

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 処分単価 37,975円/m²
- 2 参考図 50ページ

【担当課：定住促進課】

議案第97号 財産の処分について（一級河川矢作川鶉の首地区改修工事用地（秋葉町地内））

【要旨】

国が水位低下対策事業として行う一級河川矢作川鶉の首地区改修工事のため、市が保有する土地を処分する。

1 処分する財産

- (1) 種別 土地
- (2) 面積 8,229.82平方メートル
- (3) 所在地 豊田市秋葉町九丁目20番 ほか27筆

2 処分価格 36,615,684円

3 相手方 豊橋市中野町字平西1番地6
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
所長 伊藤 敏弘

【備考】

- 1 処分単価 4,449円/㎡
- 2 参考図 51ページ

【担当課：河川課】

3 同意

同意第5号 監査委員の選任について

【要旨】

監査委員として次の者を選任する。

選任する者

向山和秀（新任）

【備考】

金子芳樹委員が令和5年6月28日付けで任期満了となるため

【担当課：監査委員事務局】

同意第6号 農業委員会委員の選任について

【要旨】

農業委員会委員として次の者を選任する。

選任する者

石川文志	（新任）	伊藤喜代司	（再任）
伊藤政和	（再任）	梅村逸次	（再任）
梅村貢司	（再任）	加知満	（再任）
倉地雅博	（新任）	近藤和人	（再任）
杉浦俊雄	（再任）	杉田雅子	（再任）
鈴木喜一郎	（再任）	築山正樹	（再任）
中川豊	（新任）	中島匡代	（再任）
中根敏明	（新任）	林如実	（再任）
深津峰男	（新任）	水嶋広	（新任）
水野省治	（再任）		

【備考】

現在の委員全員が令和5年7月19日付けで任期満了となるため

【担当課：農業振興課】

同意第7号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

赤川 鈴治 (新任)

山田 正秋 (再任)

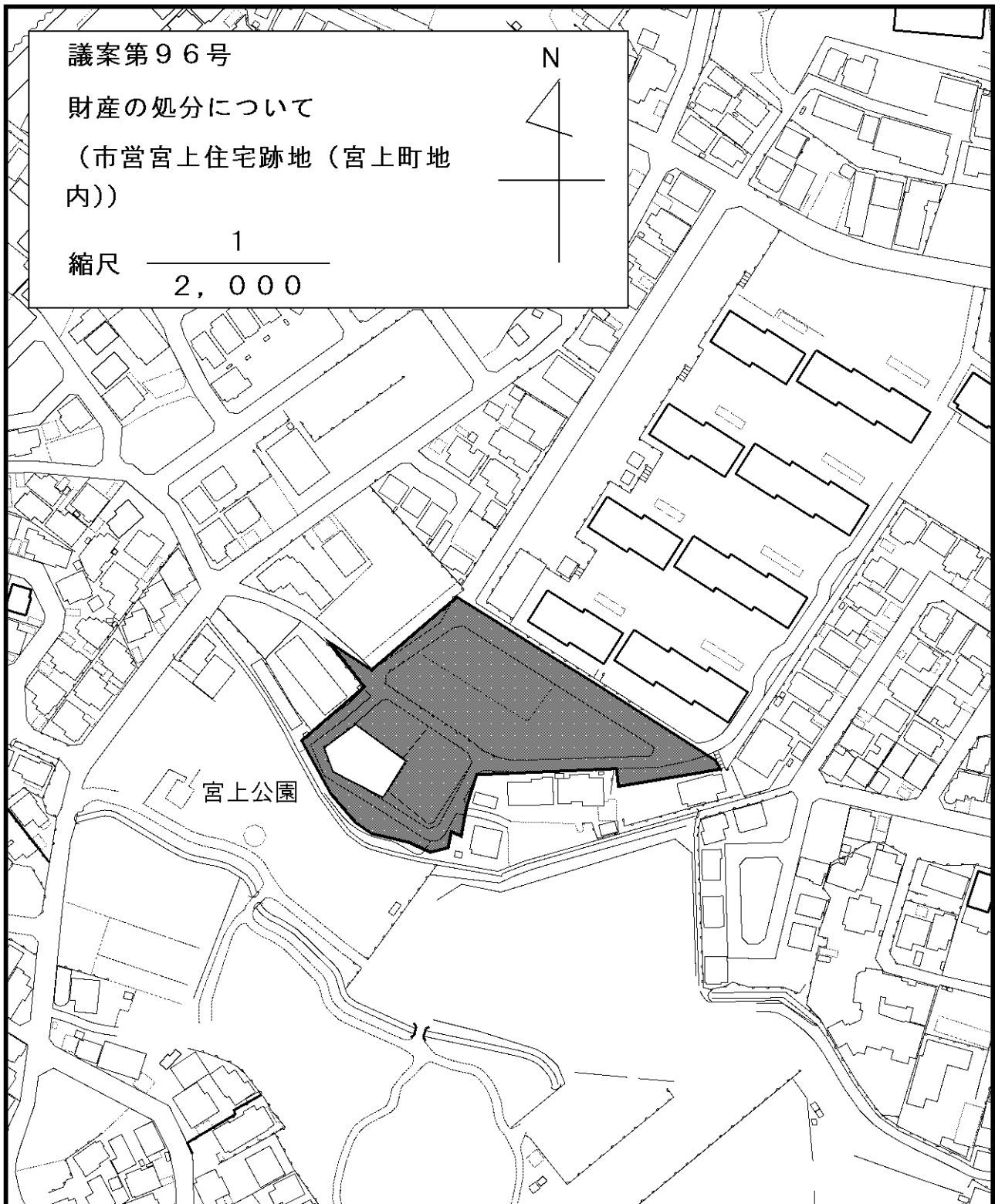
山本 正博 (新任)

【備考】

- 1 岡島尚文委員が令和4年11月30日付けで退任したため
- 2 山内敏之委員及び山田正秋委員が令和5年9月30日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

4 参考図



凡	例
処分箇所	

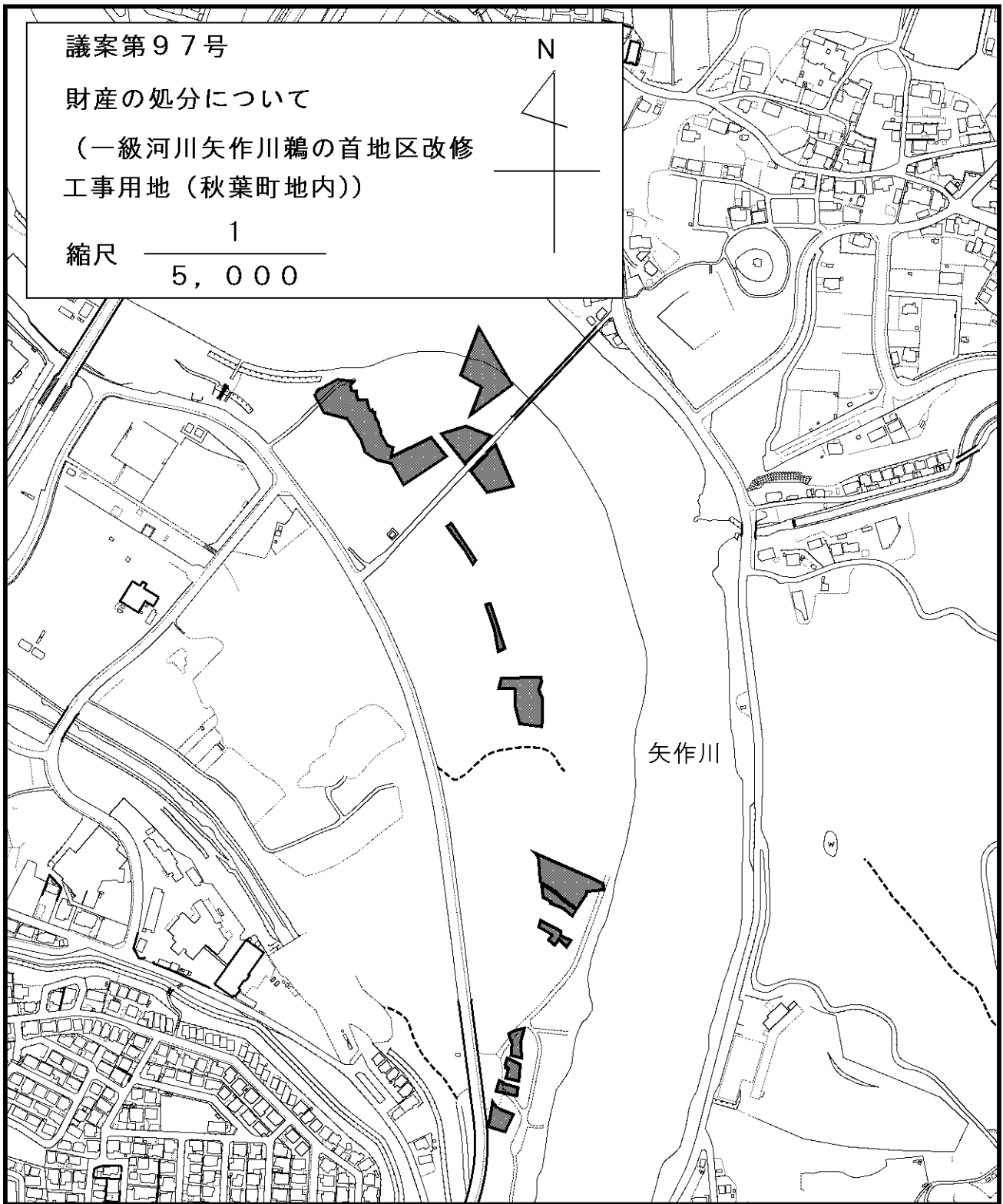
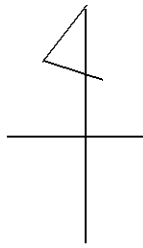
議案第97号

財産の処分について

(一級河川矢作川鵜の首地区改修
工事用地 (秋葉町地内))

縮尺 $\frac{1}{5,000}$

N



凡

例

処分箇所



令和5年6月市議会定例会

提出議案の要旨

目次

諮問案件 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和5年6月15日

諮問

諮問第1号 審査請求に係る諮問について

【要旨】

下水道事業受益者負担金の否減免決定に係る審査請求について裁決を行うに当たり、議会の意見を求める。

1 審査請求

(1) 審査請求人

個人情報のため非掲載

(2) 審査請求の年月日

令和4年8月10日

(3) 審査請求の趣旨

豊田市事業管理者（以下「処分庁」という。）が令和4年6月30日付けで行った下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という。）の否減免決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

(4) 審査請求の理由の要旨

ア 本件処分の対象とされた負担金（以下「本件負担金」という。）は、過大な地積に基づいて賦課されているが、他の事例では受益者の要望に沿って柔軟な地積特定により負担金を賦課している事例もあり、不公平である。

イ 本件負担金の対象土地は、以前に公共事業に協力した土地の残地であること、当該協力の際にフェンス等の移転で損害を被ったこと、過大な地積に基づいて本件負担金が賦課された理由は、公共事業への協力を契機とするものであることから、本件負担金の減免が認められるべきである。

ウ 負担金の減免について処分庁が定める審査基準は不当である。

エ 以上により、本件処分は取り消されるべきである。

2 審理員意見書の概要

(1) 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

(2) 事案の概要

ア 処分庁は、令和4年5月16日付けで、審査請求人に対し、本件負担金の賦課を決定するとともに、これを通知した。

イ 審査請求人は、令和4年6月3日付けで、処分庁に対し、審査請求人の所有に係る本件負担金の対象土地（以下「本件土地」という。）について、本件負担金の減免申請を行った。

ウ 処分庁は、令和4年6月14日付けで、審査請求人に対し、本件負担金の減免について否減免とする決定（以下「前処分」という。）を行った。

エ 処分庁は、令和4年6月30日付けで、前処分に係る処分理由の提示が不十分であることを理由として前処分の取消しを行うとともに、再度、審査請求人に対し、本件処分を行った。

オ 審査請求人は、令和4年8月10日付けで、豊田市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審理員の意見の理由

ア 本件土地の地積について

本件土地は、地積測量図を基に地積更正及び分筆が行われ、公簿によって本件負担金の額が算定されており、本件負担金の算定方法に違法又は不当な点はない。

イ 本件土地の減免事由該当性について

処分庁は、負担金の減免事由について審査基準を定め、当該基準に該当する場合には減免を承認するとともに、減免審査基準に該当しない場合でも、土地の利用用途に公益性が認められる場合には減免を承認するものであるが、本件土地は、住宅用地として利用されていることから、減免審査基準に該当せず、他に土地の利用用途に公益性が認められる事情もない。

ウ 減免審査基準の妥当性について

処分庁が定めている減免審査基準について、不当な点は存しない。

(4) 結論

本件審査請求には理由がないから、棄却するのが相当である。

(5) 付言事項

ア 処分庁は、処分理由の提示が不十分であることを理由として、前処分を取り消した上で再度本件処分を行っているが、処分の取消しは処分を受ける側に不信感を与えるおそれがあるため、処分の手続について適正な取組を要望する。

イ 負担金の減免手続について、実際の運用は、処分庁において申請書を作成し、申請者が署名押印をして提出させているとのことであるが、減免事由の有無については申請者自身が最もよく状況を把握できることや減免を受けるか否かの判断は申請者自身に係らしめるべきであることに鑑み、申請者自身から減免申請を行うように運用方法の変更を要望する。

ウ 処分庁は、負担金の減免に係る審査基準を内規により定め、公表をしていないが、豊田市行政手続条例において、申請に対する処分に係る審査基準の設定及び公表並びに標準処理期間について定めている趣旨に鑑み、減免の審査基準を整理し、要綱等で定めるとともに、事務所における備付け等の方法により審査基準及び標準処理期間を公表することを要望する。

【担当課：法務課】

令和 5 年 6 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 5 年度一般会計補正予算（5 月 2 3 日専決）	1
2	令和 4 年度繰越計算書	9
3	令和 5 年度一般会計補正予算（6 月補正）	3 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 5 年 6 月 1 日

令和5年度

豊田市一般会計補正予算資料

(5月23日専決)

令和5年度 5月23日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	189,309,784	1,017,365	190,327,149	72.7	72.8	豊専第19号		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,675,714	0	34,675,714	13.3	13.3		
	土 地 区 画 整 理	土 橋	425,738	0	425,738	0.2	0.2	
		花 園	2,006,691	0	2,006,691	0.8	0.8	
	分 譲 住 宅 建 設	10,090	0	10,090	0.0	0.0		
	卸 売 市 場	240,892	0	240,892	0.1	0.1		
	水 道 水 源 保 全	83,951	0	83,951	0.0	0.0		
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	30,384	0	30,384	0.0	0.0		
	介 護 保 険	26,891,760	0	26,891,760	10.3	10.3		
	財 産 区	盛 岡	4,653	0	4,653	0.0	0.0	
		賀 茂	15,115	0	15,115	0.0	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療	6,807,744	0	6,807,744	2.6	2.6		
	産 業 用 地 造 成	40,392	0	40,392	0.0	0.0		
	小 計	71,233,124	0	71,233,124	27.3	27.2		
合 計 (一般会計+特別会計)	260,542,908	1,017,365	261,560,273	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,178,716	0	15,178,716	—	—	
		支 出	20,348,698	0	20,348,698	—	—	
	下 水 道 事 業	収 入	12,183,089	0	12,183,089	—	—	
		支 出	16,214,974	0	16,214,974	—	—	
	支 出 合 計	36,563,672	0	36,563,672	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	297,106,580	1,017,365	298,123,945	—	—			

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	104,572,913	0	104,572,913	55.2	54.9	
2 地 方 譲 与 税	1,324,600	0	1,324,600	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	27,000	0	27,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	630,000	0	630,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	539,000	0	539,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,739,000	0	1,739,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,610,000	0	11,610,000	6.1	6.1	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環境性能割交付金	345,000	0	345,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	501,000	0	501,000	0.3	0.3	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	54,000	0	54,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	106,002	0	106,002	0.1	0.1	
15 使用料及び手数料	3,059,072	0	3,059,072	1.6	1.6	
16 国 庫 支 出 金	26,181,377	1,010,365	27,191,742	13.8	14.3	
17 県 支 出 金	12,932,756	0	12,932,756	6.8	6.8	
18 財 産 収 入	1,935,832	0	1,935,832	1.0	1.0	
19 寄 附 金	586,551	7,000	593,551	0.3	0.3	
20 繰 入 金	7,880,068	0	7,880,068	4.2	4.1	
21 繰 越 金	2,000,000	0	2,000,000	1.1	1.1	
22 諸 収 入	5,775,612	0	5,775,612	3.1	3.0	
23 市 債	7,000,000	0	7,000,000	3.7	3.7	
合 計	189,309,784	1,017,365	190,327,149	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	1,010,365	マイナポイント事業費 補助金	30,365	25,355	55,720
		新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 低所得世帯支援分	980,000	0	980,000
19 寄 附 金	7,000	観 光 振 興 事 業 寄 附 金	7,000	0	7,000
合 計	1,017,365				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877,732	0	877,732	0.5	0.5	
2 総 務 費	17,950,602	30,365	17,980,967	9.5	9.4	
3 民 生 費	65,642,644	980,000	66,622,644	34.7	35.0	
4 衛 生 費	19,244,632	0	19,244,632	10.2	10.1	
5 労 働 費	181,598	0	181,598	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	3,299,502	0	3,299,502	1.7	1.7	
7 商 工 費	5,264,302	7,000	5,271,302	2.8	2.8	
8 土 木 費	32,278,048	0	32,278,048	17.1	17.0	
9 消 防 費	7,151,362	0	7,151,362	3.8	3.8	
10 教 育 費	28,993,795	0	28,993,795	15.3	15.2	
11 災 害 復 旧 費	235,660	0	235,660	0.1	0.1	
12 公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	4.0	4.0	
13 諸 支 出 金	30,000	0	30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	189,309,784	1,017,365	190,327,149	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
2 総務費	30,365	個人番号カード利用環境整備事務費	30,365	25,355	55,720
3 民生費	980,000	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費	50,000	0	50,000
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費補助金	930,000	0	930,000
7 商工費	7,000	観光プロモーション費	7,000	13,820	20,820
合計	1,017,365				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,325,996	0	32,325,996	17.1	17.0	
物 件 費	38,324,138	80,365	38,404,503	20.2	20.2	
維 持 補 修 費	3,525,328	0	3,525,328	1.9	1.9	
扶 助 費	35,453,747	0	35,453,747	18.7	18.6	
補 助 費 等	24,674,327	937,000	25,611,327	13.0	13.5	
普通建設事業費	36,180,136	0	36,180,136	19.1	19.0	
災害復旧事業費	235,660	0	235,660	0.1	0.1	
公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	4.0	4.0	
積 立 金	408,366	0	408,366	0.2	0.2	
投資及び出資金	1,079,000	0	1,079,000	0.6	0.6	
貸 付 金	190,000	0	190,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,753,179	0	8,753,179	4.6	4.6	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	189,309,784	1,017,365	190,327,149	100.0	100.0	

令和4年度

繰越計算書資料

令和4年度豊田市一般会計

款	項	事業名	継続費の 総額	令和4年度継続費	
				予算計上額	前年度 繰越額
			円	円	円
4 衛生費	3 清掃費	渡刈クリーンセンター 設備改修事業	6,963,700,000	47,900,000	
8 土木費	2 道路橋 りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業 (竜宮橋)	130,000,000	44,090,000	39,800,000
		市道改良事業 (市道堤騎場線外1路線)	645,000,000	125,000,000	
	4 河川費	河川改良事業 (準用河川大見川)	115,000,000	80,000,000	
		河川改良事業 (準用河川長田川)	1,660,000,000	309,000,000	329,033,400
		河川修繕事業 (準用河川逢妻男川)	30,000,000	12,000,000	
		排水路改良事業 (扶桑町・鶴ヶ瀬町)	140,000,000	56,000,000	
	5 都計 画市費	内環状線建設事業 (竜宮橋)	7,850,000,000	196,000,000	550,961,124
		内環状線建設事業 (高橋細谷線 長興寺第1工区)	4,450,000,000	1,120,000,000	912,214,700
		内環状線建設事業 (高橋細谷線 野見御立工区)	360,000,000	177,000,000	53,430,000
		豊田市駅西ロ ペデストリアン デッキ 一部改築事業	1,300,000,000	60,000,000	

継続費繰越計算書

予算現額	支出済額 及 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				繰越金	特定財源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他
計							
円	円	円	円	円	円	円	円
47,900,000		47,900,000	47,900,000	47,900,000			
83,890,000	25,806,000	58,084,000	58,084,000	38,834,000	19,250,000		
125,000,000	16,543,000	108,457,000	108,457,000	83,132,000	25,325,000		
80,000,000	35,892,000	44,108,000	44,108,000	44,108,000			
638,033,400	278,662,000	359,371,400	359,371,400	359,371,400			
12,000,000	4,252,000	7,748,000	7,748,000	7,748,000			
56,000,000	20,866,000	35,134,000	35,134,000	35,134,000			
746,961,124	386,366,995	360,594,129	360,594,129	360,594,129			
2,032,214,700	518,662,000	1,513,552,700	1,513,552,700	1,011,552,700	278,000,000	224,000,000	
230,430,000	150,473,200	79,956,800	79,956,800	71,856,800	4,500,000	3,600,000	
60,000,000		60,000,000	60,000,000	30,000,000	30,000,000		

款	項	事業名	継続費の 総額	令和4年度継続費	
				予算計上額	前年度 繰越額
10 教育費	7 社 教 育 会 費	旧鈴木家住宅 保存整備事業 (その4)	630,000,000	130,000,000	
		(仮)豊田市博物館 建設事業	8,089,100,000	3,678,474,000	1,751,408,000
		(仮)豊田市博物館場内 道路整備事業	501,000,000	200,400,000	
	8 文 体 育 化 費	豊田スタジアム 長寿命化改修事業	3,152,500,000	861,900,000	1,240,623,596
		豊田スタジアム 長寿命化改修事 (その2)	522,800,000	270,000,000	
合 計			36,539,100,000	7,367,764,000	4,877,470,820

予算現額	支出済額 及 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				繰 越 金	特 定 財 源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他
計							
円	円	円	円	円	円	円	円
130,000,000	61,836,500	68,163,500	68,163,500	68,163,500			
5,429,882,000	2,072,360,000	3,357,522,000	3,357,522,000	2,545,756,000	363,964,000	400,600,000	47,202,000
200,400,000	79,904,000	120,496,000	120,496,000	80,544,000	39,952,000		
2,102,523,596	1,398,130,290	704,393,306	704,393,306	102,124,306	312,269,000	290,000,000	
270,000,000	61,900,000	208,100,000	208,100,000	1,160,000	108,940,000	98,000,000	
12,245,234,820	5,111,653,985	7,133,580,835	7,133,580,835	4,887,978,835	1,182,200,000	1,016,200,000	47,202,000

令和4年度豊田市都市計画事業土地

款	項	事業名	継続費の 総額	令和4年度継続費	
				予算計上額	前年度 通次繰越額
			円	円	円
1	橋 土地区 整理費	豊田都市計 橋土地区 整理事業	39,303,000,000	132,600,000	983,392,047
1	園 土地区 整理費	豊田都市計 花園土地区 整理事業	24,332,000,000	1,057,200,000	1,269,502,633
合 計			63,635,000,000	1,189,800,000	2,252,894,680

区画整理特別会計継続費繰越計算書

予算現額	支出済額 及 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				繰越金	特定財源		
計					国 支 出 金	県 支 出 金	地方債
円	円	円	円	円	円	円	円
1,115,992,047	796,437,210	319,554,837	319,554,837	254,274,837			65,280,000
2,326,702,633	1,556,413,240	770,289,393	770,289,393	570,189,393			200,100,000
3,442,694,680	2,352,850,450	1,089,844,230	1,089,844,230	824,464,230	0	0	265,380,000

令和4年度豊田市一般会計

款	項	事業名
1 議会費	1 議会費	公用車取得事業
2 総務費	1 総務管理費	公用車取得事業
		旧学校下住宅解体事業
		西庁舎・環境センター改修設計事業
	標準システム移行計画策定事業	
	2 地域振興費	西部コミュニティセンター 長寿命化改修事業
3 民生費	2 障がい者福祉費	サービス継続支援事業費補助事業
		民間障がい者施設整備費補助事業
	障がい者福祉会館長寿命化改修事業	
	4 児童福祉費	公共下水道接続事業 (平井こども園外1園)
4 衛生費	1 保健衛生費	地域リノベーションセンター 備品取得事業
		旧藤岡保健センター解体事業
6 農産 林業 水費	1 農業費	肥料価格高騰対策補助事業
		配合飼料価格高騰対策補助事業
	2 農地費	地籍調査事業

繰越明許費繰越計算書

金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
		既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
円	円	円	円	円
16,930,000	16,930,000			16,930,000
16,930,000	16,930,000			16,930,000
4,800,000	3,409,512			3,409,512
35,662,000	35,662,000			35,662,000
59,000,000	58,000,000			58,000,000
197,660,000	184,759,116			184,759,116
4,200,000	1,680,000		1,120,000	560,000
224,174,000	150,000,000		100,000,000	50,000,000
138,860,000	79,900,000			79,900,000
25,503,000	16,726,224			16,726,224
990,000	505,000			505,000
54,400,000	35,550,488			35,550,488
33,000,000	30,924,077			30,924,077
18,000,000	17,160,000			17,160,000
57,500,000	57,500,000		23,049,000	34,451,000

款	項	事業名
7 商 工 費	1 商 工 費	省 エ ネ 設 備 導 入 支 援 補 助 事 業
		豊 田 参 合 館 長 寿 命 化 等 改 修 設 計 負 担 事 業 (共 用 部)
		カ ー ボ ン ニ ュ ー ト ラ ル 創 工 ネ 促 進 補 助 事 業
		宿 泊 事 業 者 等 支 援 事 業
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	公 共 建 築 物 設 計 事 業
	2 道 路 橋 り よ う 費	路 面 舗 装 事 業 (市 道 長 興 寺 今 線 外 4 路 線)
		路 面 舗 装 事 業 (市 道 下 山 分 里 新 田 線)
		橋 り よ う 修 繕 事 業 (両 国 橋 外 3 7 橋)
		市 道 新 設 事 業 (市 道 豊 田 西 部 2 号 線)
		市 道 改 良 事 業 (市 道 林 添 九 久 平 1 号 線)
		市 道 改 良 事 業 (市 道 落 合 向 井 山 線)
	3 交 通 安 全 施 設 費	歩 道 設 置 事 業 (市 道 六 ツ 木 岩 倉 線)
		歩 行 者 ・ 自 転 車 通 行 環 境 整 備 事 業

金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
500,000,000	496,723,432			496,723,432
5,450,000	5,450,000			5,450,000
500,000,000	413,419,000			413,419,000
650,000,000	554,806,632		418,981,000	135,825,632
16,315,000	15,992,000			15,992,000
198,000,000	198,000,000		99,000,000	99,000,000
12,000,000	12,000,000		3,000,000	9,000,000
475,200,000	454,839,577		138,776,400	316,063,177
27,000,000	27,000,000			27,000,000
20,000,000	20,000,000		6,840,000	13,160,000
51,000,000	30,000,000		5,460,000	24,540,000
65,000,000	53,350,000		37,200,000	16,150,000
30,000,000	30,000,000		5,500,000	24,500,000

款	項	事業名
8 土 木 費	4 河 川 費	(仮) 水辺ふれあいプラザ整備事業
		矢作川水辺空間利活用事業
		ゆたか台団地調整池整備事業
	5 都 市 計 画 費	市 道 改 良 事 業 (寺 部 土 地 区 画 整 理 関 連)
		公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 (土 橋 土 地 区 画 整 理 事 業)
		公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 (花 園 土 地 区 画 整 理 事 業)
		名 鉄 三 河 線 若 林 駅 付 近 連 続 立 体 交 差 事 業
		内 環 状 線 建 設 事 業 (都 市 計 画 道 路 高 橋 細 谷 線)
		特 定 道 路 改 良 促 進 事 業 (豊 田 北 バ イ パ ス 関 連 市 道 沢 口 半 ノ 木 線 外 1 路 線)
		四 郷 南 公 園 整 備 事 業
		寺 部 2 号 公 園 整 備 事 業
		豊 田 参 合 館 長 寿 命 化 等 改 修 設 計 負 担 事 業 (屋 外 昇 降 施 設)
		豊 田 市 駅 東 口 施 設 設 計 事 業
		豊 田 市 駅 東 口 施 設 設 計 事 業 (そ の 2)
		豊 田 市 駅 東 口 駅 前 広 場 設 計 事 業
		豊 田 市 駅 西 口 施 設 設 計 事 業
		愛 知 環 状 鉄 道 整 備 改 修 費 補 助 事 業

金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円	円
102,000,000	102,000,000			102,000,000
140,000,000	140,000,000			140,000,000
53,000,000	53,000,000		18,000,000	35,000,000
23,000,000	23,000,000			23,000,000
50,700,000	50,700,000		48,150,000	2,550,000
200,100,000	200,100,000		190,450,000	9,650,000
3,213,000,000	1,935,364,000		782,500,000	1,152,864,000
5,000,000	5,000,000			5,000,000
68,000,000	68,000,000			68,000,000
14,500,000	14,500,000		12,450,000	2,050,000
63,500,000	63,500,000		49,450,000	14,050,000
6,583,000	6,583,000			6,583,000
120,000,000	85,000,000		26,300,000	58,700,000
35,900,000	35,900,000			35,900,000
25,700,000	25,700,000			25,700,000
87,000,000	68,494,000			68,494,000
68,896,000	68,895,053			68,895,053

款	項	事業名
9 消 防 費	1 消 防 費	中消防署東分署女性専用施設改修事業
		中消防署訓練棟・北車庫長寿命化改修事業
		渡刈詰所格納庫公共下水道接続事業
		多目的資機材搬送車取得事業
10 教 育 費	2 小 学 校 費	トイレ再整備・屋根外壁改修事業 (四郷小学校外10校)
		バリアフリー化整備事業 (九久平小学校)
		屋外遊具整備事業 (平井小学校外11校)
		小学校受変電設備改修設計事業 (市木小学校外2校)
	3 中 学 校 費	トイレ再整備・屋根外壁改修事業 (益富中学校外2校)
		バリアフリー化整備事業 (石野中学校外1校)
	6 学 校 教 育 費	小中特別支援学校感染症対策事業
		中部給食センター空調改修事業
		中部給食センタートイレ改修事業
	7 社 会 教 育 費	豊田参合館長寿命化等改修設計負担事業 (中央図書館・共用部)
	8 文 化 体 育 費	青少年センター改修事業
		豊田参合館長寿命化等改修設計負担事業 (コンサートホール・能楽堂・共用部)
		スカイホール豊田施設保全事業
		豊田スタジアム施設保全事業
		高橋節郎館改修事業
	11 災 害 復 旧 費	1 災 害 復 旧 費
合 計		

金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円	円	円	円	円
23,000,000	16,000,000			16,000,000
36,144,000	36,144,000			36,144,000
3,700,000	2,508,876			2,508,876
39,050,000	39,050,000			39,050,000
888,159,000	888,159,000		181,996,000	706,163,000
123,066,000	123,066,000		62,184,000	60,882,000
192,000,000	192,000,000		63,996,000	128,004,000
3,939,000	2,982,000			2,982,000
428,809,000	428,809,000		80,489,000	348,320,000
283,243,000	283,243,000		114,329,000	168,914,000
10,539,000	10,539,000		2,710,000	7,829,000
130,000,000	77,950,000			77,950,000
27,726,000	27,726,000			27,726,000
32,900,000	32,900,000			32,900,000
12,046,000	12,046,000			12,046,000
39,487,000	39,487,000			39,487,000
15,000,000	15,000,000			15,000,000
25,000,000	21,400,000			21,400,000
36,520,000	36,520,000			36,520,000
20,000,000	20,000,000			20,000,000
10,084,781,000	8,268,482,987	0	2,471,930,400	5,796,552,587

令和 4 年度 豊 田 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	支 出 負 担 行 為 額	左 の 内 訳	
				支 出 済 額	支 出 未 済 額
			円	円	円
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 (土橋土地区画整理事業)	174,600,000	160,020,000	14,580,000
合 計			174,600,000	160,020,000	14,580,000

事故繰越し繰越計算書

支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	
	14,580,000		13,790,000	790,000	被補償者による移転作業が滞ったことにより、年度内の完了が困難になったため。
0	14,580,000	0	13,790,000	790,000	

令和 4 年度 豊田市 水道事業

款	項	事業名	継続費の 総額	令和 4 年度 継続費 予算現額			支払義務 発生額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
1 資本的支出	1 建設改良費	東山配水場 更新事業	円 1,300,000,000	円 600,000,000	円 269,780,640	円 869,780,640	円 195,024,240
		豊田・岡崎地区 研究開発施設 送水事業 施設新設事業	円 2,000,000,000	円 985,000,000		円 985,000,000	円 26,218,500
		豊田配水場ほか 設備等改良事業	円 1,600,000,000	円 700,000,000		円 700,000,000	
合 計			円 4,900,000,000	円 2,285,000,000	円 269,780,640	円 2,554,780,640	円 221,242,740

令和 4 年度 豊田市 水道事業

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の	
						国県補助金	企業債
1 資本的支出	1 建設改良費	水道拡張事業	円 215,418,000	円 60,460,395	円 141,875,158	円	円
		水道整備事業	円 4,279,022,000	円 1,414,564,682	円 2,681,939,948		
		固定資産購入 事業	円 128,150,000	円 76,344,983	円 26,070,000		
合 計			円 4,622,590,000	円 1,551,370,060	円 2,849,885,106	0	0

会計継続費繰越計算書

残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳				翌年度繰越額 に係る繰越し を要する棚卸資産 の購入限度額
		国県補助金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金等	
円	円	円	円	円	円	円
674,756,400	674,756,400				674,756,400	
958,781,500	958,781,500			762,232,521	196,548,979	
700,000,000	700,000,000		500,000,000		200,000,000	
2,333,537,900	2,333,537,900	0	500,000,000	762,232,521	1,071,305,379	0

会計予算繰越計算書

財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越しを要する棚卸 資産の購入限度額	説 明
工事負担金	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	
68,578,398	73,296,760	13,082,447		
476,796,903	2,205,143,045	182,517,370		
	26,070,000	25,735,017		
545,375,301	2,304,509,805	221,334,834	0	

令和 4 年度 豊田市 下水道事業

款	項	事業名	継続費の 総額	令和 4 年度 継続費 予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 整備事業 (中田・駒場地区)	円 1,706,100,000	円 780,000,000	円 120,000,000	円 900,000,000
合 計			1,706,100,000	780,000,000	120,000,000	900,000,000

令和 4 年度 豊田市 下水道事業

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						国県補助金
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業	円 3,713,812,000	円 1,521,041,831	円 2,036,744,000	円 420,545,000
合 計			3,713,812,000	1,521,041,831	2,036,744,000	420,545,000

会計継続費繰越計算書

支払義務 発生額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳			翌年度繰越額 に係る繰越し を要する棚卸資産 の購入限度額
			国県補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金等	
円 110,343,000	円 789,657,000	円 789,657,000	円 320,000,000	円 330,000,000	円 139,657,000	円
110,343,000	789,657,000	789,657,000	320,000,000	330,000,000	139,657,000	0

会計予算繰越計算書

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越しを要する棚卸 資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金等			
円 623,300,000	円	円 992,899,000	円 156,026,169	円	
623,300,000	0	992,899,000	156,026,169	0	

令和5年度

豊田市一般会計補正予算資料

(6月補正)

令和5年度6月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	190,327,149	465,488	190,792,637	72.8	72.8	議案第 81 号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	34,675,714	0	34,675,714	13.3	13.2	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	425,738	0	425,738	0.2	0.2
		花 園	2,006,691	0	2,006,691	0.8	0.8
	分 譲 住 宅 建 設	10,090	0	10,090	0.0	0.0	
	卸 売 市 場	240,892	0	240,892	0.1	0.1	
	水 道 水 源 保 全	83,951	0	83,951	0.0	0.0	
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	30,384	0	30,384	0.0	0.0	
	介 護 保 険	26,891,760	0	26,891,760	10.3	10.3	
	財 産 区	盛 岡	4,653	0	4,653	0.0	0.0
		賀 茂	15,115	0	15,115	0.0	0.0
	後 期 高 齢 者 医 療	6,807,744	0	6,807,744	2.6	2.6	
	産 業 用 地 造 成	40,392	0	40,392	0.0	0.0	
	小 計	71,233,124	0	71,233,124	27.2	27.2	
合 計 (一般会計+特別会計)	261,560,273	465,488	262,025,761	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	15,178,716	0	15,178,716	—	—
		支 出	20,348,698	0	20,348,698	—	—
	下 水 道 事 業	収 入	12,183,089	0	12,183,089	—	—
		支 出	16,214,974	0	16,214,974	—	—
支 出 合 計	36,563,672	0	36,563,672	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	298,123,945	465,488	298,589,433	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	104,572,913	0	104,572,913	54.9	54.8	
2 地 方 譲 与 税	1,324,600	0	1,324,600	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	27,000	0	27,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	630,000	0	630,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	539,000	0	539,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,739,000	0	1,739,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,610,000	0	11,610,000	6.1	6.1	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	345,000	0	345,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	501,000	0	501,000	0.3	0.3	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	54,000	0	54,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	106,002	0	106,002	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,059,072	0	3,059,072	1.6	1.6	
16 国 庫 支 出 金	27,191,742	8,099	27,199,841	14.3	14.3	
17 県 支 出 金	12,932,756	8,661	12,941,417	6.8	6.8	
18 財 産 収 入	1,935,832	0	1,935,832	1.0	1.0	
19 寄 附 金	593,551	0	593,551	0.3	0.3	
20 繰 入 金	7,880,068	0	7,880,068	4.1	4.1	
21 繰 越 金	2,000,000	448,728	2,448,728	1.1	1.3	
22 諸 収 入	5,775,612	0	5,775,612	3.0	3.0	
23 市 債	7,000,000	0	7,000,000	3.7	3.7	
合 計	190,327,149	465,488	190,792,637	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	内 訳		
			補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	8,099	次世代育成支援対策 施設整備交付金	8,099	0	8,099
17 県支出金	8,661	保育所等給食費金 軽減対策支援金	8,256	0	8,256
		若年がん患者在宅療養 支援費補助金	405	0	405
21 繰越金	448,728	前年度繰越金	448,728	2,000,000	2,448,728
合 計	465,488				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877,732	0	877,732	0.5	0.5	
2 総 務 費	17,980,967	0	17,980,967	9.4	9.4	
3 民 生 費	66,622,644	67,298	66,689,942	35.0	35.0	
4 衛 生 費	19,244,632	93,210	19,337,842	10.1	10.1	
5 労 働 費	181,598	0	181,598	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	3,299,502	0	3,299,502	1.7	1.7	
7 商 工 費	5,271,302	150,000	5,421,302	2.8	2.8	
8 土 木 費	32,278,048	0	32,278,048	17.0	16.9	
9 消 防 費	7,151,362	0	7,151,362	3.8	3.7	
10 教 育 費	28,993,795	154,980	29,148,775	15.2	15.3	
11 災 害 復 旧 費	235,660	0	235,660	0.1	0.1	
12 公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	4.0	4.0	
13 諸 支 出 金	30,000	0	30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	190,327,149	465,488	190,792,637	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
3 民生費	67,298	保育所等給食費 軽減対策補助金	18,927	0	18,927
		認可外保育施設光熱費 高騰対策補助金	2,850	0	2,850
		認可外保育施設燃料費 高騰対策補助金	600	0	600
		こども園給食運営費	32,773	768,450	801,223
		民間障がい者施設 整備費補助金	12,148	125,970	138,118
4 衛生費	93,210	若年がん患者在宅療養 支援費補助金	810	0	810
		渡刈クリーンセンター 施設整備費	92,400	1,484,912	1,577,312
7 商工費	150,000	信用保証料補助金	150,000	28,890	178,890
10 教育費	154,980	こども園給食運営費	4,218	103,589	107,807
		給食材料費	77,212	837,330	914,542
		学校給食協会委託費	73,550	1,474,719	1,548,269
合計	465,488				

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	4 児童福祉費	民間障がい者施設整備費補助事業	12,148
9 消防費	1 消防費	屈折はしご付き消防自動車取得事業	145,000

債務負担行為補正（変更）

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
豊田市土地開発公社による 公共用地の先行取得事業 (その他)	令和5年度 から 令和9年度 まで	豊田市との協定により豊田市土地開発公社が令和4年度以前に取得した用地及び令和5年度に取得する用地に係る事業資金160,367千円、利子及び事務費	令和5年度 から 令和9年度 まで	豊田市との協定により豊田市土地開発公社が令和4年度以前に取得した用地及び令和5年度に取得する用地に係る事業資金324,407千円、利子及び事務費

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,325,996	0	32,325,996	17.0	16.9	
物 件 費	38,404,503	154,980	38,559,483	20.2	20.2	
維 持 補 修 費	3,525,328	0	3,525,328	1.9	1.8	
扶 助 費	35,453,747	32,773	35,486,520	18.6	18.6	
補 助 費 等	25,611,327	173,187	25,784,514	13.5	13.5	
普通建設事業費	36,180,136	104,548	36,284,684	19.0	19.0	
災害復旧事業費	235,660	0	235,660	0.1	0.1	
公 債 費	7,659,907	0	7,659,907	4.0	4.0	
積 立 金	408,366	0	408,366	0.2	0.2	
投資及び出資金	1,079,000	0	1,079,000	0.6	0.6	
貸 付 金	190,000	0	190,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,753,179	0	8,753,179	4.6	4.6	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.3	0.3	
合 計	190,327,149	465,488	190,792,637	100.0	100.0	